

平成 28 年度第 2 回安城市農業振興協議会

平成 28 年 10 月 20 日（木）

午前 10 時より

安城市本庁舎 3 階 第 10 会議室

事務局：ただいまより平成 28 年度第 2 回安城市農業振興協議会を開催します。

開会に先立ち、副市長よりごあいさつ申し上げます。

副市長：（あいさつ）

事務局：中田会長よりごあいさつをいただきたいと思えます。

中田会長：（あいさつ）

事務局：ありがとうございました。

6 名の方から欠席の連絡をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。
アンドウアケミ委員、イシカワカツノリ委員、カミヤキンエイ委員、タドコロト
ヨコ委員、ナカシマエミコ委員、ホソイヒデハル委員です。

なお、本協議会規則第 3 条に定める要件、委員の半数以上という条件を満たして
いますので、本日の協議会は成立することをご報告します。

本協議会の議長は、協議会規則第 3 条により、会長が務めることになっています。
今後の議事進行は会長にお願いします。

議題（1）第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画（素案）について

中田会長：議題（1）第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画（素案）について、事務
局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

中田会長：議題（1）についてご意見等があればご発言をお願いします。

石川委員：青年部会安城地区の石川です。3 点ほど質問があります。

1 点目は、基本計画というカラー刷りの冊子のコラムについてです。非常に親切
に特質するようなことが挙がっています。例えば 39 ページと 36 ページですが、
36 ページの冒頭の「アグリライフ支援センター事業内容」という部分に対し、コ
ラムで「アグリライフ支援センター」が挙がっています。このような形で、聞き
なれない言葉はコラムで取り上げていただけるという意味合いでよろしいですか。
できれば項目を増やしていただき、取り扱いができそうな補助事業等についても
挙げていただけるとありがたいと思えます。

2 点目は担当課についてです。14 ページの食育活動の推進、食育啓発の部分で、
総務課、農務課、子ども課、健康推進課がそれぞれあり、10 ページには学校教育
課があります。食育啓発の部分でも学校に影響はあると思うのですが、ここで学

校教育課を外した理由はあるのですか。

3点目は、21 ページ農業生産基盤整備の推進について②優良農地の保全についてです。農務課が担当ということですが、都市計画のほうが上位計画ではないのかと思います。生産者の方からもご意見をいただいています。もし都市計画課が入っていただけると、よりわかりやすい説明になるかと思います。一方的に都市計画の計画が、「工業団地になります」「商業団地になります」と決められてしまうのが現状だと思いますが、ここに入れない理由はあるのでしょうか。

以上、確認と説明、ご検討をお願いします。

事務局：2番目の学校に関してですが、大変わかりにくくて申し訳ありません。学校教育委員会という括りとしては、総務課で学校に対して行っていくという形になります。学校を含んでいないということではなく、総務課が学校の組織の1つとなるということです。

食育の関係で教育委員会の関わりで、1つ補足します。栄養教諭という先生がおられます。栄養専門の先生で、主に給食センターで栄養士として献立の作成等に関わっています。教員ですので、当然、学校で授業をもつということが、義務教育として組み込まれています。食育活動は通常のカリキュラムに組み込まれていますので、ここでまた、新たに、個別に行うということではありませんので、左のページには外してあるということです。

総務課という表示がよくないのですが、教育委員会は総務課の中核ですので、主体的に給食に関わっていく、授業では学校教育の中で栄養教諭が関わっていくという現場の実態があります。

3つ目のご質問は、素案の21 ページ優良農地の保全の中で、いわゆる都市計画サイドの観点と農地サイドの観点を記載が必要ではないかというご意見です。ここでは優良農地の保全ということで、主に農業委員会などの活動に着目した記載をしています。石川委員のご意見については、33 ページの「地域の特性を生かした農村環境の整備」の4番目、市街化調整区域の環境保全、あるいは改善として、都市計画課としての都市計画マスタープランで農村環境の保全や優良農地の保全に取り組んでいくということです。明確にここに取り組みを記載することで、バランスのとれた農栄政策を進めていくという構成にしています。ご理解いただきますよう、よろしくお申し上げます。

1つ目のご質問のコラムについては、この2次計画を策定するにあたり、なるべく特徴的な活動や特に推進していきたい施策については、分かりやすく紹介する欄をつくらうということで設けています。そこでは、先ほどのアグリライフ支援センターのことやその他の農地の中間管理のこと、食育団体の活動等、いろいろなことを紹介しています。保証事業の観点については、市で取り組んでいくものはきちんと記載できますが、国や県のものでは、毎年の予算の付き方で変わって

くる部分がありますので、さらに細かい施策まで記載することは難しいと思います。市民の方に知っていただきたい取り組み、施策を重点的に、紙面の許す限り書いていきたいと考えています。

中田会長：石川委員、よろしいでしょうか。

他にご質問等はございませんか。

杉浦委員：食育の推進について、学校給食のところで、アグリのところでもよいのですが、世界共通の「もったいない」という言葉を入れていただきたいと思います。これは日本が発祥の世界一美しい言葉だと言われています。子どもたちは学校給食のときに先生から話を聞くと思いますが、親子で農業体験したときに、例えばジャガイモが半分に切れたものを親御さんがどンドン捨ててしまいますので、子どももそれを真似して傷の付いたものや小さいものはすててしまうのです。食べられるのにもったいないと思いました。「もったいない」という言葉をもう少し浸透させたほうがよいのではないかと思います。世界には食べられない子どももたくさんいるということも話しながら、そのような指導ができればよいと思います。また、今、説明はありませんでしたが、第4章のところに関して疑問があります。42 ページの「計画の推進にあたって」で「農業者、農業団体」という順番で記載されています。43 ページ（5）市というところでは、「農業者、事業者、農業団体および市民」という順番なのです。この順番にはどのような意味があるのですか。

「市民、農業者、農業団体、事業者」この最後に「市が実施する施策に参画し、協力します」という言葉がついています。そうであれば、推進に向けて活動するのは市が中心だということになります。本当は農業者や農業団体が中心にならないといけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。書き方については揃える形に変えたいと思います。申し訳ありませんでした。

「市が実施する施策に参画し」の部分についても、これが正しい書き方なのかどうか内部で検討いたします。

事務局：杉浦委員のご意見にあった計画推進の体系のところは、本計画に限ったことではありません。市民と事業者だったり、関係団体だったり、いろいろな主体があり、それぞれが役割を担当しているということは、どの施策においても基本条例です。そのような規定がまず出された上で、このような個別計画でさらに細かい推進のしかたについて記載をしているのだと思います。

ご指摘はその通りだと思います。すべて市が実施し、関係団体や市民はそれに協力するのがすべてなのかと言われると、必ずしもそうではなく、市民や市民団体、いろいろな農業団体が主体的に行っていくものに、むしろ市が協力するようなものもあると思います。この体制の記載については、よく考慮した上で検討したいと考えています。

「もったいない」についてはよいご提案ですので、食育の部分になるのか、コラムか現状と課題になるのかわかりませんが、日本発の概念を安城の計画の中にも書き込めるように検討したいと思います。ありがとうございました。

浅田委員：安城市消費生活学校の浅野です。よろしくをお願いします。

29 ページ②農薬化学肥料の使用量の削減についてですが、消費者の代表としては非常に関心の高い内容です。年を重ね、この部分についてはずいぶん改善されてきているかと思えます。産地直送で減農薬のお米とそうでないお米では値段が違うという話をしていると、どちらでも問題ないと言われます。随分改善されているけれども、このように書かれているということで、最近何か問題があったのでしょうか。あるいは農務課から消費者へ伝えたいお考えがあれば、教えてください。この基本計画からは外れるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

事務局：農務課進興係の杉浦です。よろしくをお願いします。

特に大きな問題はないのですが、昨年か一昨年、農薬または肥料の成分の表示についての誤りがありました。内容や成分をしっかりと調べず表示して販売されていた肥料等があり、関係各所で対象となる肥料からは外し、使わないという事案がありました。また、この地域で販売されている農薬、化学肥料は年々減少傾向にあるということが、協議会で調査してわかりました。だからといって、このような推進をやめてしまうといけませんので、継続して計画の中に盛り込んでいくほうがよいのではないかと考えています。

浅田委員：ありがとうございます。今後もよろしくをお願いします。

古居委員：古居と申します。よろしくをお願いします。

昭和 30 年代、40 年代には、田んぼが青々していました。現在感じることは、田んぼのあぜ道が緑でなくなったということです。それは除草剤の影響だと思います。私は食育と環境について活動していますが、環境についてそのようなものが影響しているのではなかとひしひしと感じています。10 年前から、あぜに咲く花も食べられるということで、「野草を食べる会」というものをつくり、活動していますが、今はもう野草は食べられませんし、田んぼの生き物も非常に少なくなりました。営農さんは多大な努力をして米づくりをしていただいております、私の家の田んぼも営農さんにお手伝いしていただいている部分も多くなっていますが、そのような環境が変化してきているということだと思います。13 ページにも、「多くの人が安全や食に関心をもっている」ということが挙がっています。安全なものを食べるということは当然なのですが、それと環境とがどのように関連しているのか、環境もよくしていけないと、よい農産物は採れないと思いますので、環境課の意見も聞きながら進めていくとよいと思います。日本のデンマークと呼ばれたころは、緑豊かな安城だったと思いますので、そのような景観も含めて、生物の多様性が農業とどのように関わっていくのかを検証していく必要があるかと思えます。

事務局：環境と農業との関わりについて、実際にいろいろな活動をされる中で、まさに実践しておられるということで、感謝しています。第2次農業基本計画において、農村環境や農業と環境については、まだ見えにくい部分があると思っています。この計画を策定するときに、どのような部分に2次計画を盛り込んでいこうかと考え、交流活動のところで、さまざまな環境団体も含めて取り組んでいる農業と、減農薬や減化学肥料で環境保全型農業を引き続き継続していくところに力点を置くべきか、検討しました。素案の段階では、環境保全型農業に引き続き取り組んでいくという部分でまとめています。ご指摘のとおり、若干、農業と環境の関わりが見えにくいところもありますので、本日ご意見をいただき、計画の最終案の中に、記載かコラムとして載せることを検討させていただきます。

中田会長：ありがとうございます。

他にご質問はございませんか。

稲垣委員：稲垣です。よろしくお願いします。

確認を含めてお聞きします。25 ページ2 番目の経営所得安定対策の推進の中の表現で、「実施されている経営所得安定対策を推進します。対象となる認定農業者へ制度を周知し」という文章がありますが、「認定農業者へ制度を周知し」ということは認定農業者に限るとのことなのでしょうか。確認したいと思います。

また、冒頭にシンガポールへの視察の話がありましたが、これはすばらしいことだと思います。ぜひとも実りある視察であってほしいと思います。31 ページにも経営安定制度の利用促進という項目もあり、主要項目として認定農業者の累計新規認定数の目標がありますので、視察の内容等も含めた情報を認定農業者に限らず、認定農業者になろうとする人、また、なるであろうという人まで拡大し、下ろしていくことが必要だと思います。

事務局：「対象となる認定農業者へ」という表記では、これからなろうとお考えの農業者への周知が見えにくいと思います。認定数を増やしていくという目標を掲げていますので、そのような農業者への周知も含めた表現に改めます。

事務局：制度そのものの内容が認定農業者に限定される傾向がありますので、そのような特定の施策については対象者への周知や丁寧な説明が必要だと思います。ただ、31 ページで市として新規の認定農業者の件数を目標に掲げているといくことは、そもそも認定農業者の制度とはどのようなものなのかということも周知しつつ、なりたいという方に制度内容を説明して、相談に応じ、認定していくという働きがけも必要だと考えています。

対象が認定農業者に限定された制度については、当然その方に説明していきますが、認定農業者の育成や認定そのものに関しては、きちんと情報発信し、説明をしていきたいと考えています。30 ページに認定農業者の育成という施策もあり、その点はいろいろなところからご意見をいただいています。そもそも、制度のP

Rが不十分ではないかといわれていますので、今のご意見も合わせて今後、周知に努めていきたいと思えます。

また、輸出の関係については、外務省がシンガポールとタイのバンコクの2か国に行かれます。その目的は、市内あるいは管内産の農産物、特にコメ、果樹の海外展開の可能性についての研究ということで、JAとコメの生産農家の方にも参加いただき、視察研究したいと考えています。それを、今後の施策の検討につなげていきたいと思っています。市としては、今後はそのような分野にも向けて研究していきたいと考えています。引き続きご理解をお願いします。

稲垣委員：ありがとうございます。ぜひとも項目に入れていただき、研修等がある項目もありますので、そのような情報発信と新たに認定者になっていこうという人材の育成をよろしくお願ひしたいと思えます。

また、要望ですが、副市長、視察の成果をこのような場でお聞かせいただけるとありがたいと思えます。

副市長：事務局の横山も一緒に参りますので、よくみてまいります。

中田会長：他にご意見はございませぬか。

石川委員：質問ではありませぬが、せつかく同業者に対してご意見をいただきましたので、みなさんのご関心がある環境という問題について触れながら、農業者としての理解をしていきたいと思えます。

先ほど、減農薬米について「今はそれほど変わらないのではないか」というお話がりましたが、あいちのかおりに関してはほぼ変わりがありませぬ。経済連もそれほど付加価値が変わらないので高く買い上げる必要はないということで、愛知経済連は愛知産の減農薬米の枠はなくなりました。あいちのかおりに関しては、ほとんど同じだということです。

コシヒカリに関しては、若干農薬が必要になっており、農薬が使用されている頻度が増えています。コシヒカリに関しては減農薬という枠があります。

また、東北にくらべて、このあたりではいもち病がありませぬので、農薬散布回数が非常に少なくなります。ただ、高温期には紋枯病が発生します。今年には特にあいちのかおりで多く発生しましたので、今後、高温がつづくあいちのかおりで少し農薬の量が増えるかもしれませぬ。減農薬米については以上です。

環境についてということで、畦畔に関してですが、山間地ではとても緑がきれいで芝生のようなだと以前からご指摘がありました。下山の友人の話では2週間に1回は畔草を刈るということです。それも豊橋に住んでいるので通うということです。そのような状況でもとりあえず、大きな動きに関しては崩れてしまうといけなぬということで実施し、山間地には緑が多いということです。ただ、山間地でも若干、除草剤を使うところが増えてきました。これは人手不足か、荒れ放題だという理由です。私どもも大きな土手に関しては、畦畔の崩れがありますので、

機械で整備をおこなっています。他には、環境保全会があり、手刈りをしていただける団体の構成員が 20 名ですので、最近はそのちにシフトしてきています。ここは環境保全会に刈ってもらうので除草剤を使用しないようにしようということです。大変なご苦勞をしていただいていると感謝しております。

また、畦畔の中に関しては、どうしても稲に向ける部分も非常に多く、2 週間に 1 回、機械で刈るということですが、メインの大きな作付けや収穫作業、つまり春から夏は大豆、夏は稲刈り、それが終わると麦蒔き、麦蒔きが終わるとまた大豆というように続き、なかなか畦畔の管理が難しいのです。私どもでは、今、パートの作業員を入れてやっていかないと手が回らない状況です。なるべく除草剤を使わないように心がけています。

もう 1 点は、安城市では野焼き禁止条例がありますが、この悪影響で、ウンカの越冬虫が非常に多くなっています。あいちのかおりは縞葉枯病に対して抵抗力がありますので農薬を使わなくても済みますが、コシヒカリやミルキークイン等の他の品種には抵抗力がありません。今、問題になっていることは、畦畔から飛び入りが入ってくるので、また、田の中にも農薬をまかなければいけないということです。秋口になり農薬の効力がなくなっても、暖かいので死にません。今、ひこばえの穂が黄色にまだらになっているものは、全部感染しています。当然、春先には抵抗力のないものは病気がでてしまし、穂が出なくなります。その株はとりあえず死滅しますが、そこに外から来たヒメトギウンカがきて吸い、ウイルスをもって隣の株に移動するということになります。農薬だけに頼らないようにするためには、できれば野焼きをしないで防げないということです。野焼きに関しては一度ご理解していただき、昔のどんど焼き等もどこかで復活できるとありがたいと思います。

先ほど、コラムの中に「もったいない」という言葉を入れるという話でしたが、これは日本発の言葉です。農業にも「野焼き」「どんど焼き」「早苗饗」というような共同で行う行事があります。そのようなものも盛り込んでいただくとおもしろい冊子になるかと思えます。言い訳めいていますが、ご理解いただきたいと思えます。

解決策を考えると、林業に関しては下草刈り会ができていますし、以前、修学力生が下草狩りをしたという話をききましたので、そのような団体でなくてもボランティアとして働ける、環境に対する理解者がいれば、日当を出してもお手伝いしていただきたいと思えます。余裕のある方は、手揚げ方式で、この日に何人手伝ってほしいということを発信できて、農業を理解していただけるような交流ができればよいと考えています。質問ではないので、ご回答は不要です。

古居委員：私どもも田んぼにも 1 年間に 1,000 人ほどの人が来てくださって、田植えも稲刈りもあっという間に終わります。「明日も田植えがやりたい」と子どもが言っ

でもかなわぬ状態です。昨年、小麦と菜種油が成功したので、また、みなさんの力を借りながら、農業に関心がある人につくるところから体験学習をしていただける機会を増やしていきたいと考えています。いろいろとご協力をお願いします。

事務局：先ほど、石川委員から野焼きについてのご意見がありました。野焼きについては届け出を得ない勝手なものは禁止されていますが、農業の一環としての必要な野焼きについては、消防署や農務課に届け出があれば問題ないと思います。広報で、日時と地区名を出してお知らせしています。

これについては、農業地利用改善組合の連絡員合同会議の折に、届出書の書類一式をご配布しております。よろしくお願いします。

中田委員：今の事務局のご回答だと、自分の管理している1枚の畔を焼くにも、消防署と行政に届け出をする必要があるということになりませんか。

事務局：田んぼに他の物を持ち込んで燃やすということはできませんが、農業の一環としての純然たる野焼きで、かつ周辺の方にご迷惑をかけないのであれば、事前の計画を出して、その地区で行うということであれば問題ありません。

中田会長：先ほどの石川委員の返答不要というご意見に関して、事務局から何かありますか。

事務局：最後に、農業の部分でいろいろな交流活動、ボランティア活動等を展開できるということは結構なことだというご意見だと思います。これはすでに活動されている方もおられますし、この基本計画の中でも交流という1つの大きなテーマを設けて、農業の分野における交流活動を推進していくということで、基本的に条例にも書かれています。今後も取り組みを進めていくことを意識して、施策を推進していきたいと考えています。よろしくお願いします。

中田会長：他にご意見はございませんか。

では、いただいたご意見を参考に、次回協議会前に、事務局は内容の補完、修正等をよろしくお願いします。

議題（2）平成28年度第31回安城市農業賞各部門の選考について

中田会長：議題（2）平成28年度第31回安城市農業賞各部門の選考について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

選考のほう、よろしくお願いします。

中田会長：議題（2）についてご意見等がございましたらご発言をお願いします。

質疑がないようですので、議題（2）安城市農業賞各部門の選考について、地域づくり活動部門は根崎農地水環境保全協議会、営農部門は岡田敏文さん、農業青年奨励部門は深津英二さんと決定することにご異議はありませんか。

一同：（異議なし）

中田会長：異議なしと認めます。

よって、平成 28 年度第 31 回安城市農業賞各部門の選考は以上の 3 名の方に決定しました。

議題についてのすべての審議が終了しました。みなさんのご協力ありがとうございました。

事務局：会長、ありがとうございました。

議題（1）の後段に、石川委員から農業者としての環境への取り組みについてお話いただき、誠にありがとうございました。私どもも、環境の話題だと環境団体、官業関係者だけという割り方をしがちです。本日のような分かりやすい解説をしていただけると、非常に理解も深まり、互いに協力しながら新しいことができそうだという感触をもちました。さっそく、環境部の幹部も新しい投げかけをしていきたいと思います。お関わりいただけるようであれば、よろしく願いいたします。

議題（3）その他

事務局：その他として、先ほど決定した農業賞受賞者に関することについて説明いたします。

事務局：（受賞者の座談会と授賞式の説明、案内）

（次回の農業振興協議会の開催について説明）

事務局：本日、事務局が用意した議題は以上です。全般を通じて、ご質問ご意見等はありませんか。

では、これで第 2 回安城市農業振興協議会を閉会します。長時間、ありがとうございました。